

第 3 号

東日本大震災及び東日本大震災以外の特定大規模災害等に対処するための熊本県職員等の特殊勤務手当の特例に関する条例の一部を改正する条例の制定について

東日本大震災及び東日本大震災以外の特定大規模災害等に対処するための熊本県職員等の特殊勤務手当の特例に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定することとする。

令和5年6月6日提出

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

東日本大震災及び東日本大震災以外の特定大規模災害等に対処するための熊本県職員等の特殊勤務手当の特例に関する条例の一部を改正する条例

東日本大震災及び東日本大震災以外の特定大規模災害等に対処するための熊本県職員等の特殊勤務手当の特例に関する条例（平成23年熊本県条例第57号）の一部を次のように改正する。

「第3章 新型コロナウイルス感染症により生じた事態に対処するための熊本県
目次 第4章 雑則（第8条）

職員等の特殊勤務手当の特例（第7条）

を「第3章 雑則（第7条）」に改める。

」

第3章を削る。

第4章中第8条を第7条とする。

第4章を第3章とする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

（提案理由）

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）における新型コロナウイルス感染症の位置付けの変更を踏まえ、感染症防疫作業手当の特例を廃止する必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。